

管工業健康保険組合 健康づくり応援事業実施規程

(目的)

第1条

管工業健康保険組合（以下「当組合」という。）の被保険者が自主的に日頃から継続して健康づくりに取り組み、健康を維持していることや、健康指標（健診結果等）が改善していること等に対してインセンティブを提供することにより、被保険者の健康づくりの自助努力を支援（応援）することを目的とする。

(対象者)

第2条

当組合の被保険者

(事業の概要)

第3条

対象者は、日々の健康づくりの取り組みや健康指標の改善等によって健康ポイント（以下「ポイント」という。）を取得することができる。取得したポイントは第7条に基づき、当組合が指定する特典及び健康づくり応援事業助成金（以下「助成金」という。）と交換することができる。

(利用条件)

第4条

第2条の対象者であって本事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、当組合が指定する健康ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において利用者登録を行い、アカウントを取得しなければならない。

- 2 前項に定めるアカウントに関し、利用者は十分な注意をもって管理する義務を負う。
- 3 利用者の被保険者資格の喪失・取得により、事業所記号又は被保険者番号が変更となった場合は、新たに利用者登録を行い、新規アカウントを取得しなければならない。
- 4 本事業の利用のために必要なPC及びスマートフォン等のシステム機器は、利用者において準備し、それに係る費用は利用者の負担とする。
- 5 本事業の利用に係る通信費用その他インターネットの利用に必要な費用並びに申請様式の出力のうち印刷に要する費用等については、利用者の負担とする。

(ポイントの取得)

第5条

利用者は、別表に定めるポイントを取得することができる。

- 2 1年度の取得上限ポイントは、7,000ポイントとする。
- 3 ポイントの単価等に関することは予算で定める。
- 4 第4条3項による者は、従前のアカウントで取得したポイントを新規アカウントに引き継ぐことはできない。但し、第7条5項により全てのポイントにつき交換ができる。

(保有ポイントの照会)

第6条

利用者は、自身が保有しているポイント数をポータルサイトで確認することができる。

(ポイントの利用)

第7条

利用者は、当組合に対して当該年度の定期基本健診の結果（血液検査項目が含まれていることを要する）を提供することで、ポイントを取得した日の属する年度の翌年度から、ポイントを当組合が指定する特典及び助成金に交換することができる。

- 2 ポイント交換の申請は、ポータルサイトにて行う。但し、助成金の申請は、組合が定める方法により申請するものとする。
- 3 ポイント交換の申請は、同一年度で1回限りとする。
- 4 同一アカウントにかかる取得ポイントは、2年度分を合計して、特典及び助成金と交換することができる。
- 5 当組合の被保険者資格を喪失した場合、資格喪失日から2年間はポイントを特典及び助成金に交換することができる。
- 6 第4条3項によりアカウントが変更となった場合は、従前のアカウントにかかる被保険者資格の喪失日から2年間は、ポイントを特典及び助成金に交換することができる。

(ポイントの交換請求)

第8条

本事業を利用している被保険者以外は、ポイントの交換請求ができない。

(ポイントの譲渡・移転・第三者利用の禁止)

第9条

取得したポイントは、利用者以外の第三者に譲渡・移転することはできない。また、利用者以外の第三者が、利用者が取得したポイントを利用することもできない。

(ポイントの交換期限)

第10条

ポイントの交換期限は、ポイントを取得した日の属する年度の翌年度から2年度間とする。

(ポイントの失効)

第11条

利用者は、第7条6項及び10条によるポイントの交換期限を超過した場合、ポイントを失効する。失効したポイントについて、当組合は一切の責任を負わない。

(ポイントの抹消)

第12条

当組合は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、ポイントを全て抹消することができる。抹消されたポイントに対して、当組合は一切の責任を負わない。

- 一 虚偽の申出（入力）をしたことが確認された場合
- 二 不正行為が確認された場合

(免責事項)

第13条

当組合の健康づくり応援事業において、天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるデータの消失、ポイント利用に関する損害・障害について、当組合は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

なお、ポイント交換は平成31年4月1日以降に開始することから、平成31年3月31日までの資格喪失日については、第7条5項、6項の資格喪失日を平成31年4月1日と読み替えるものとする。

別表

種 別	取得条件	ポイント数	備 考
1. 日々の健康づくりの取り組み／取得単位：1日あたり			(利用者がポータルサイトに記録)
(1)運動	30分未満	30P	付与するのは1日1運動に限る 月額上限420P 年間上限5,040P
	30分～60分未満	70P	
	60分以上	105P	
(2)健康目標	3つの目標のうち1つを実行	2P	1回の目標設定は必ず3項目を選択 期間は60日間 年間3回まで 年間上限1,260P
	3つの目標のうち2つを実行	4P	
	3つの目標のうち3つを実行	7P	
2. 健診結果、診療報酬明細書(レセプト)による健康指標の判定／取得単位：年度			(当組合が健診結果等で判定)
(1)健康を維持している者	メタボリックシンドローム非該当を維持かつ生活習慣病レセプト無し	700P	
(2)メタボリックシンドローム判定が改善した者	メタボリックシンドローム該当からメタボリックシンドローム予備群又はメタボリックシンドローム非該当に改善、メタボリックシンドローム予備群からメタボリックシンドローム非該当に改善	350P	
3. 特定保健指導終了／取得単位：年度			(当組合が記録に基づき付与)
	積極的支援の終了、又は動機づけ支援の終了	350P	終了日の属する年度に取得
4. その他／取得単位：1回あたり			(利用者がポータルサイトに記録)
	当組合の保健事業、又は当組合以外の健康づくりイベントに参加	100P	年間上限300P

※1. 種別1により取得したポイントは、第2条に基づき被保険者が当該年度の健診結果を提供することにより、翌年度以降に交換できるポイントとなる。

※2. 種別2にかかるポイントは、事業初年度である平成30年度に限り、「メタボリックシンドローム非該当者かつ生活習慣病レセプト無」の被保険者が700Pを取得する。

※3. 種別2のメタボリックシンドローム判定とは、2005年に日本内科学会等の8学会が提唱した診断基準。

※4. 種別2(1)の生活習慣病レセプトは、厚生労働省健康局から示された『標準的な健診・保健指導に関するプログラム(確定版)』のP146「レセプト分析対象病名等一覧(優先順位)」のICD-10疾病分類等に基づく生活習慣病疾患を対象とした。また、生活習慣病レセプト無しとする基準は、健診受診日以前の6か月間において生活習慣病レセプトが無い場合とする。